

介護職員初任者研修受講料の助成事業

世田谷区では、介護人材の確保及び育成・定着を支援するため、「介護職員初任者研修課程」の受講料助成事業を実施しています。



助成要件

以下のすべての要件を満たす方が対象です。

介護職員初任者研修課程を修了後、3ヶ月以内に本紙添付の【別表】で定める区内事業所等に介護職員等として就労していること。

研修修了時、既に就労されている方（働きながら研修を受講した方）も対象です
労働者派遣法により就労している方は対象になりません

研修修了後、 で就労した（している）区内事業所等で3ヶ月以上継続して就労中であること。さらに、登録ヘルパーの方は、従事時間が90時間を超えていること。

申請の期限

上記の助成要件をすべて満たした日の翌月から3ヶ月以内が申請期限です。

（例）すべての助成要件を4月に満たした方の申請期限は同年7月末日
郵送の場合は、申請期限内に到着することが必要

助成金額

助成金額は、受講料（テキスト代、補講料、実習費等を含む）の9割（千円未満切捨て）ですが、7万2千円が上限額です。

（例）受講料が5万円の場合、助成金額は9割の4万5千円

受講料が8万円を超える場合、助成金額は上限の7万2千円
助成金の総額は、平成31(2019)年度予算の範囲内となります。

講座等受講費用の
領収書原本は必ず
保管しておいてく
ださい！

申請に必要な書類

申請書（区のホームページからもダウンロードできます）

初任者研修の修了証明書の写し（介護保険法施行令第3条第1項第1号の研修分）

就労状況を証明する書類（申請書の就労証明欄を使用）

研修指定事業者発行の領収書原本（宛名が申請者のものに限る）

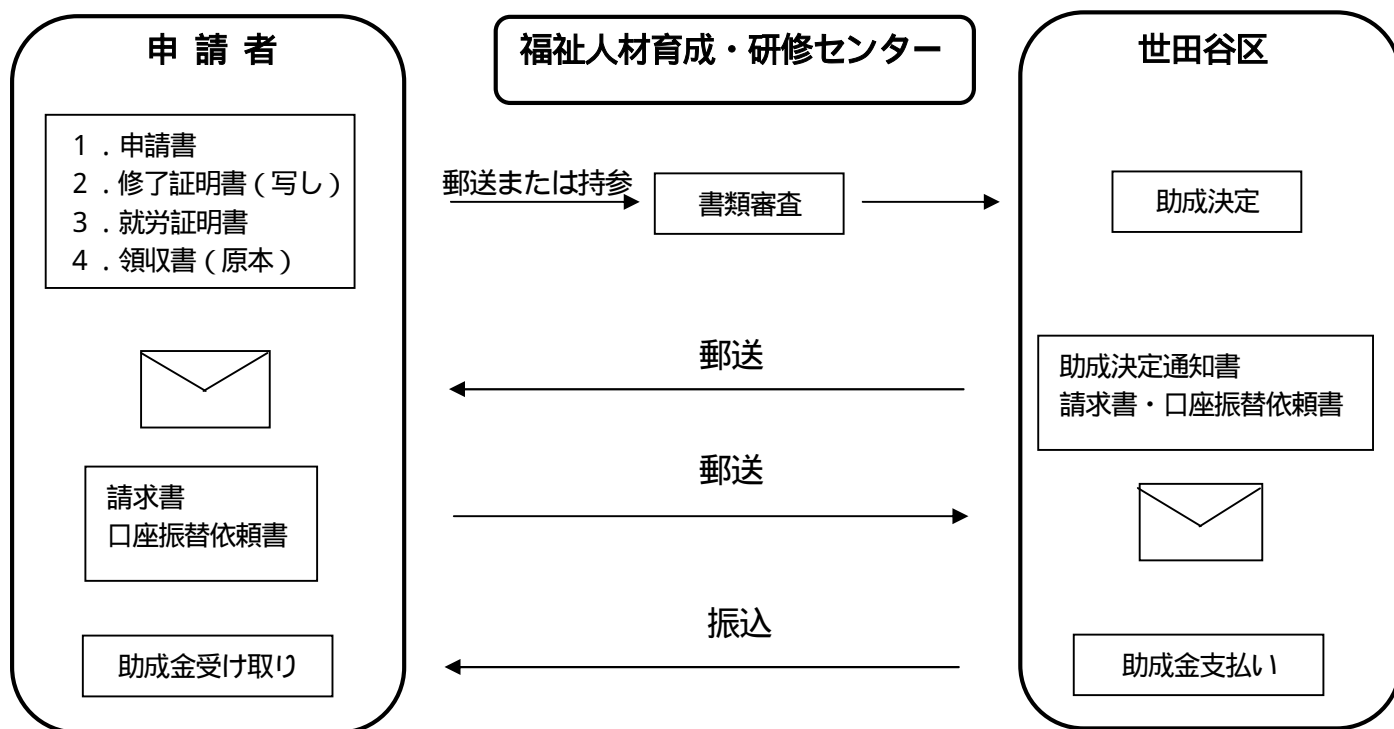
クレジットカードで支払った場合には、クレジットカード契約書証明書をご提出ください。

他の研修や講座とセットで受講した場合は、金額の内訳がわかる書類もご提出ください。

注意事項

- ・申請書は、黒色ボールペンで記入してください（消せるボールペン不可）。
- ・申請書の印は、朱肉を使用する印鑑を使用してください（ネームスタンプ印不可）。
- ・申請書を訂正する場合は、二本線で抹消し申請印で訂正してください。
- ・国や東京都、他の地方公共団体、公益団体等から同種の助成金等を受けた方は対象となりません。
- ・勤務先から受講料の一部が補助されている場合は、受講料からその額を控除します。

申請から助成金の受け取りまで



助成対象となる就労先の一覧

【別表】

●介護保険法

1	指定居宅サービス	訪問介護 訪問入浴介護 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護
2	指定地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護
3	介護保険施設	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 ※2024年3月廃止 介護医療院
4	指定介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護
5	指定地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
6	介護予防・日常生活支援総合事業	第一号訪問事業の従前相当サービス (従来の介護予防訪問介護に相当) 第一号通所事業の従前相当サービス (従来の介護予防通所介護に相当)

●老人福祉法

7	老人福祉施設	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設
---	--------	---

●障害者総合支援法

8	障害福祉サービス	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 療養介護 生活介護 短期入所 重度障害者等包括支援 施設入所支援 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 就労定着支援 自立生活援助 共同生活援助
---	----------	--

●児童福祉法

9	障害児通所支援	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援
10	児童福祉施設	障害児入所施設

< 問い合わせ・申し込み先 >

〒157-0066 世田谷区成城6-3-10 成城6丁目事務所棟1階
 世田谷区福祉人材育成・研修センター (月～金 8時30分～17時15分)
 TEL 03-5429-3100 FAX 03-5429-3101
 ホームページ <http://www.setagaya-jinzai.jp>